

社会福祉法人美祢市社会福祉協議会
会長の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会の会長の報酬に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 会長に報酬及び期末手当を支給する。

- (1) 会長の報酬額は、月額60,000円とする。
- (2) 期末手当は6月・12月にそれぞれ1月分支給する。

(支給日)

第3条 会長の報酬の支給日は、一般職員の例による。

(支給方法)

第4条 会長の報酬は、新たに就任した日の属する月から支給し、任期満了による退職又は死亡等によってその職を失った場合には、失職の日の属する月まで支給する。

- 2 退職した者がその月内に再びその職に就任した場合には、引き続き在職しているものとみなし、その月の報酬は、重ねて支給しない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。